

◎政令指定都市とは

○要件

人口50万人以上で政令で指定する市…人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の政令指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されています。

新潟県では、今のところ政令指定都市としての規模を有する都市はありません。

○事務配分の特例

都道府県が処理する事務のうち、民政行政に関する事務・保健衛生行政に関する事務・都市計画に関する事務などを処理します。

○関与の特例

知事の承認、許可、認可等の監督を要している事務について、その監督をなくし、又は知事の監督に代えて直接主務大臣の監督になります。

○行政組織上の特例

市の区域を分け、区を設置します。

◎中核市とは

○要件

人口30万人以上、面積100km²以上

○事務配分の特例

政令指定都市が処理する事務のうち都道府県が一体的に処理することが効率的な事務などを除き処理します。

・道路法に関する事務 ・児童相談所の設置などが除かれます。

新潟県では、現在中核市の規模を有する都市は新潟市のみで、平成8年度に中核市に移行しています。

合併特例法 平成17年3月31日までの時限法

- 住民発議制度の拡充…有権者の50分の1以上の署名をもって、市町村長に対して合併協議会の設置の請求を行うことができます。全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければなりません。
- 合併特例債…合併直後の市町村では、地域間の道路整備や住民サービスのための施設整備など新たなまちづくりのために多額の経費を要します。このため、財政上の特例措置が設けられています。
- 合併算定替…合併するとスケールメリット^{*}によりさまざまな経費が節約されますが、合併後直ちに節減はできるものではないので、合併後一定期間、合併前の財源が保障されます。

※スケール・メリット…大量生産・大量仕入れなど、規模の大きいことによって得られる利益。

これからの市町村のかたち 21世紀の月潟村は どの道を進む？

権限移譲の推進

地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、地方分権一括法の施行により国の権限が都道府県に、また都道府県の権限が市町村に移譲されます。特に住民に身近な地方公共団体である市町村への権限移譲を推進するため、市町村の規模等に応じ、一括して権限の移譲を図る観点から、地方自治法等の改正により人口20万人以上の規模の市に権限をまとめて移譲する特例市制度が設けられました。

また、都道府県から市町村への権限移譲を推進するため、条例による事務処理の特例制度が創設されました。これらの制度によって、地域の実情に応じた事務の移譲が図られるようになります。

◎具体例（市町村の規模に応じた権限移譲）

○政令指定都市へ

- ・都市計画の決定（特に広域的な判断を要する都市計画を除く）
- ・埋蔵文化財包蔵地域における土木工事等の届出受理等

○中核市へ

- ・都市計画法に基づく開発審査会の設置
- ・県費負担教職員の研修
- ・宅地造成工事規制区域の指定等

○特例市へ

- ・騒音規制地域、悪臭原因物排出規制地域、振動規制地域の指定等
- ・開発行為の許可等
- ・再開発事業の計画の認定制度に係る認定等